

平成27年度から軽自動車税が変わります

①原付や小型特殊などの車両（バイク、トラクターなど）

平成27年4月1日現在で所有する車両に対し、次のとおり課税されます。

車種区分	年度	平成26年度まで	平成27年度から
原付	50cc以下のもの	1,000円	2,000円
	90cc以下のもの	1,200円	2,000円
	125cc以下のもの	1,600円	2,400円
	ミニカー（三輪以上）	2,500円	3,700円
軽二輪（125cc超250cc以下）		2,400円	3,600円
小型二輪（250超）		4,000円	6,000円
小型特殊	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円
雪上車		2,400円	3,600円

②軽四輪などの車両（軽乗用、軽ワゴンや軽トラックなど）

平成27年3月31日までに初度検査（※1）を受けた車両と、平成27年4月1日以降に初度検査を受けた車両は、次の表の区分により課税されます。

平成27年3月31日までに初度検査を受けた車両は重課税率（※2）が適用されるまでは、「平成27年3月未までに初度検査」の欄の税率が適用されます。

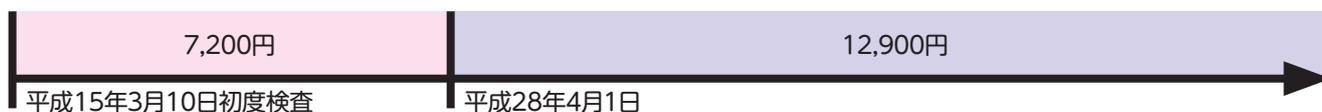
※1 「初度検査年月」とは、その車両が新規登録された日のことです。自動車検査証に記載されています。

※2 グリーン化を進めるため、平成28年度分から、初度検査年月から14年を経過した月の属する年度以降、重課税率が適用されます。

車種区分	標準税率		重課税率（※2）		
	平成27年3月末までに初度検査を受けた車両（現行税率）	平成27年4月以降に初度検査を受けた車両（改正税率）			
三輪	3,100円	3,900円	4,600円		
四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

（例）軽自動車（乗用・自家用）の場合

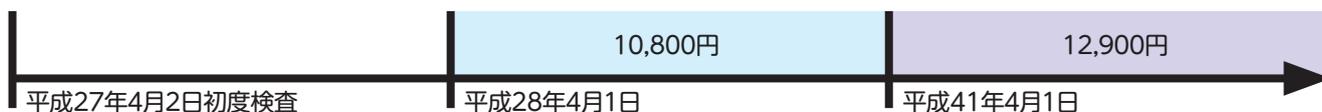
(1)平成15年3月以前に初度検査を受けた場合



(2)平成27年4月1日に初度検査を受けた場合



(3)平成27年4月2日に初度検査を受けた場合



※3 中古車を購入した場合も、購入年月日からではなく、初度検査年月から14年を経過した月の属する年度以降に重課税率が適用となります。

問 町税務課 課税班 ☎0187(84)4902

9月1日(月)は町県民税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納期限です

納め忘れがないかご確認ください

■各税の納期限(口座振替日)

項目	期別	納期限(口座振替日)	期別	納期限(口座振替日)
町県民税(普通徴収)	2期	9月1日(月)		
国民健康保険税(普通徴収)	2期	9月1日(月)	1期・一括	7月31日(木)
後期高齢者医療保険料(普通徴収)	2期	9月1日(月)	1期・一括	7月31日(木)
固定資産税			2期	7月31日(木)

■町税や各種使用料などの納付には口座振替が利用できます。

- ①町税 ②簡易水道料金 ③下水道使用料
- ④農業集落排水施設使用料 ⑤住宅使用料 ⑥保育園保育料
- ⑦児童クラブ利用料 ⑧幼稚園授業料 ⑨学校給食費
- ⑩下水道受益者負担金 ⑪後期高齢者医療保険料

口座振替がとても便利です

口座振替のメリット

- ・料金のお支払いに出向く手間が省けます。
- ・お支払いのうっかり忘れがなくなります。
- ・お支払いの用紙を紛失してしまう心配がなくなります。
- ・手数料はかかりません。

口座振替を希望する方は次の取り扱い金融機関でお申し込みください。

- 秋田銀行 ○北都銀行 ○羽後信用金庫
- 秋田おばこ農協 ○秋田ふるさと農協
- ゆうちょ銀行

※手続きには通帳と金融機関に届け出している印鑑が必要です。

※失業、倒産、破産、災害や病気などのやむを得ない事情により税の納付が難しい場合は、お早めに税務課にご相談ください。

問 町税務課 ☎0187(84)4902

住民生活課

ごみの出し方について再確認しましょう

最近、ごみ集積所に不当にごみを出す人が見受けられます。町が配布した「ごみの日カレンダー」を確認のうえ、ごみを出すようご協力ください。

- 燃やせるごみにペットボトル等の資源ごみを混ぜて出しているご家庭があります。ごみの分別区分を確認し、ルールを守ってごみを出してください。また、指定ごみ袋には行政区・氏名を記入し、収集日の朝8時までに出してください。
- ごみ集積所において、他のご家庭のごみ袋を開けてごみを入れて出しているご家庭があるようです。ごみ集積所に出されたごみ袋は町の所有物となり、ごみ袋を開けたりすることは違反行為となります。絶対にやめましょう。
- スプレー缶・カセットボンベ類は、中身を完全に使い切り、風通しのよい火気のない場所で穴を開けて出してください。中身が残っていると、ごみ収集車の火災事故の原因となります。
- リサイクル家電製品など、町で収集できないごみは集積所に出さないでください。

不法投棄は犯罪です

ごみの減量やリサイクル、自然保護活動が進められている中で良識を疑う不法投棄が後を絶ちません。タイヤや家電製品などの大きいごみはもちろん、空き缶やペットボトル、タバコの吸い殻などの小さいごみもすべて不法投棄となります。

町では、不法投棄監視人によるパトロールを実施していますが、不法投棄の現場を見かけたり、不法投棄に関する情報がありましたら、町住民生活課環境安全班までお知らせください。

提供いただいた情報については、町で現地等の調査を行い、状況によっては警察等に連絡し厳正に対処いたします。

みんなでルールを守って、
住み良い環境づくりを目指しましょう

問 町住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903